

秋田市に住む新婚世帯の新生活を応援します!

# 令和4年度 秋田市結婚新生活支援事業補助金

申請期間 令和4年7月1日(金) ~ 令和5年3月31日(金)

※申請が予算額上限に達した時点で、受付を終了する場合があります。



新しい生活をスタートさせる新婚夫婦に、住宅の購入費・建築費、住宅  
賃借費用、リフォーム費用や引越費用の一部を補助します。

## 主な要件

- ・令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に婚姻した夫婦であること
  - ・婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
  - ・夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること
- ※上記のほかにも要件がありますので、裏面のチェックリストを確認してください。

## 対象経費

令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に支払った住居費や引越費用について、1世帯につき30万円まで補助します。

### 1. 住居費

- ◇ 住宅の購入費(土地の購入費を除く)・建築費
- ◇ 住宅の賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料(賃料・共益費は3ヵ月分まで))
- ◇ 住宅のリフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上のために行う修繕、改築、設備更新等の工事費用)

令和4年度から追加

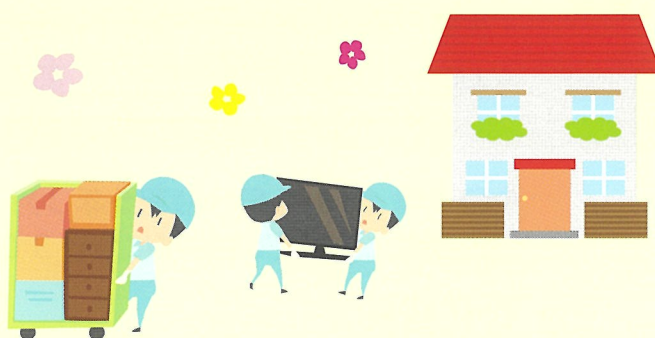
### 2. 引越費用

- ◇ 引越業者や運送業者に支払った費用

## ❁❁【補助要件該当チェックリスト】❁❁

以下の要件全てに✓が入れば、この補助金を受けられる可能性があります。

- 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- 婚姻時における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- 令和3年分（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の夫婦の所得を合算した金額が、400万円未満であること。
  - ※ 申請時において無職の方がいる場合 その方の分は「所得なし」として算出します。
  - ※ 貸与型奨学金を返済中の方がいる場合 夫婦の所得を合算した金額から、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に返済した貸与型奨学金の額を控除します。
- 夫婦双方が秋田市内の対象となる住居に住民登録をしていること。
- 補助金の交付を受けた日から2年以上秋田市内に住み続ける意思があること。
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- 夫婦の双方又は世帯構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。



### ----- 申請・問合せ先 -----

申請を希望される方は事前にご相談ください。

### 秋田市役所 子ども未来部 子ども総務課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎2階） ☎ 018-888-5687  
ホームページURL <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kyosei-kyodo/1025210.html>

